



千葉県中学校長会進学奨励金給付規程

(目的)

第1条 高校進学を希望しながら、経済的理由で進学に困難を伴う生徒に対して、進学奨励金（以下「奨励金」という）給付し、支援する。

(受給資格)

第2条 奨励金受給者（以下「奨学生」という）となる者は、次の各号に該当する者でなければならない。

- ① 経済的理由で、高校進学に困難が伴うと認められる者
- ② 向学心のある者
- ③ 各ブロック校長会から推薦を受けた者

(奨励金の給付時期及び金額)

第3条 奨励金は給付するものとし、その時期及び金額は次のとおりとする。

- ① 奨励金の給付は、高等学校進学時とする。
- ② 奨励金の給付金額は、100,000円とする。

(奨学生の推薦)

第4条 奨励金の受給を希望する者は、在学中学校長にその旨申しでなければならない。

- 2 前第1項により生徒から受給の申し出を受けた中学校長は、別に定める推薦書を作成し、当該中学校長の所属するブロック中学校長会に提出するものとする。
- 3 前第2項により、推薦書の提出を受けたブロック中学校長会は、審査の上、奨励金受給候補者を県校長会に推薦するものとする。

(奨学生の決定)

第5条 奨学生は、第4条第3項の推薦に基づき、会長・副会長・総務部長で構成する選考委員会で決定し、その結果はブロック中学校長会を經由して本人に通知するものとする。

(奨励金の交付方法)

第6条 奨励金は、県校長会より奨学生が在籍する中学校長に送金し、中学校長より交付する。

(奨励金の受領書の提出)

第7条 奨励金の交付を受けた奨学生は、直ちに、所定の奨励金受領書を県校長会に提出しなければならない。

(高校生活の状況報告)

第8条 奨学生は、第1学年の夏季休業前に高校生活の様子を葉書等により県校長会に報告するものとする。